

慰労金Q&A

No.	質 問	回 答
1	慰労金の対象者について教えてください。	慰労金の支給の対象者は、市内の特定教育・保育施設等が直接雇用し、従事する職員のうち、令和3年2月中に10日以上勤務した方です。 なお「勤務」とは、現場で勤務をしたものであり、出張や在宅勤務、有給休暇の日数はカウントしません。
2	2月中に10日以上出勤した者としている理由は？	感染への不安の中、長期にわたり感染防止に努め、教育・保育に取り組んでいることに対する慰労金のため、月の半分以上勤務している者を受給の要件としています。
3	慰労金の対象は、保育従事者に限られるか？	2月中に10日以上出勤していれば、職種に関わらず対象となります。
4	雇用形態による受給要件の違いはあるか？	基本的に常勤や非常勤など、雇用形態による受給要件の違いはありませんが、直接雇用している職員が対象です。また支給額については、常勤換算した人数分となります。
5	委託先の職員も対象となるか？	対象となりません。 対象となるのは、直接雇用している職員となります。
6	派遣の職員は対象となるか？	対象となりません。 対象となるのは、直接雇用している職員となります。
7	施設に出入りしている業者やボランティアなどについては対象外と考えてよろしいか。	お見込みのとおり、納品業者やボランティア等は対象となりません。
8	2月中に市外の施設で10日以上勤務しましたが、対象となりますか？	市外での勤務実績は、対象となりません。
9	2か所以上の施設等に従事した場合、それぞれで慰労金を受けられるのか？	慰労金の支給は、1人につき1回に限られるため、それぞれの施設で受け取ることはできません。誤って重複して申請し、支給を受けたことが判明した場合は、重複分を返還していただきます。
10	2月中は、市内のA保育園で勤務をしていましたが、現在は市内のB保育園に勤務しています。対象となりますか？	A保育園が入間市内の対象施設だった場合は、慰労金の対象となりますが、重複した申請はできません。原則、現に従事している施設での申請となります。
11	既に退職している職員も慰労金の対象となるか？	既に退職している職員であっても、受給要件を満たしていれば対象となりますが、各施設で慰労金を配布し、受領印をいただく必要があります。
12	有給休暇を取得した場合は、従事したものと見なしてよいか？	有給休暇を取得し、施設等で従事していない日は、勤務日数に含みません。
13	育休中や病休中の職員は対象となるか。	職場復帰し、2月中に10日以上出勤している場合は、対象となります。在籍のみの場合は、対象となりません。
14	一時預かり事業や病後児保育に従事した場合も対象となるか？	一時預かり事業や病後児保育に従事した場合も対象となります。
15	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)に従事した場合も対象となるか？	慰労金は、児童の保育等を継続的に行っている方を対象としているため、地域子育て支援拠点事業は対象となりません。

慰労金Q&A

No.	質 問	回 答
16	認定こども園の子育て支援事業に従事した場合も対象となるか？	対象となります。
17	法人本部に勤務する職員も対象となるか？	法人本部に勤務している職員は、対象外となります。ただし、対象の施設内で勤務し、受給要件を満たす場合は対象となります。
18	医療・介護・障害福祉施設等に勤務する職員に対する慰労金の対象者で、この慰労金の要件も満たす場合、両方の慰労金を受けることはできるか？	今回は、慰労金の対象となっていない保育施設等に勤務する職員への市独自の慰労金となっています。介護施設等で、同様の慰労金を受け取っている方は、この慰労金を受けることはできません。
19	事業者が独自に慰労金を支給した場合、この慰労金も受けることができるか？	事業者から独自の慰労金を受給しても、国などからの同種の慰労金ではありませんので、この慰労金を受給することが可能です。
20	既に支給済の事業者独自の慰労金の財源に、今回の慰労金を充てることは認められるか。	認められません。今回の慰労金は事業者独自の慰労金とは別に、入間市から施設の職員に対し、所定の額を支給するものであり、事業者の財源に充てることはできません。
21	市の慰労金の対象とならなかった職員に対し、事業者独自に慰労金を支給することは可能か。	可能です。ただしこの慰労金を財源に充てることはできません。
22	例えば、職員互助会や親睦会に支給し、福利厚生に必要な物品を購入するなど、「従事者の慰労」に使うことは認められるか？	職員に支給すること以外は、認めていません。
23	市外に居住する職員も対象となるか？	慰労金は市内の施設等に従事する場合を対象としており、市外に居住していても対象となります。
24	市内に居住し、市外の系列の施設等に勤務している場合も対象となるか？	慰労金は市内の対象施設等に従事する場合を対象としており、市内に居住していても、勤務している施設等が市外の場合は対象とはなりません。
25	雇用契約書や従事したことを証明する書類の提出は必要か？	申請にあたっては、確認書類の提出を必要としていませんが、必要に応じて施設等に勤務状況等の確認を行う場合があります。
26	慰労金の額はどのようになりますか。施設内で独自に対象者や額を変更してもいいでしょうか？	市からの支給額は、常勤職員に換算した人数×5万円となります。対象者は別紙内訳書に記載された職員(Q&ANo.1参照)のみとなります。職員への支給額については、各施設が勤務時間等に応じて支給していただきます。
27	個人で申請することは可能でしょうか。	個人での申請は、できません。
28	申請漏れがあった場合は追加で申請できますか？	交付申請書の提出期限内であれば、差し替え等は可能ですが、期限後の追加は認められませんので、間違いのないよう申請してください。

慰労金Q&A

No.	質 問	回 答
29	今回の慰労金は、課税対象ですか？	今回の慰労金については、「心身または資産に加えられた損害について支給を受ける相当の見舞金(所得税法9条1項17号)」に該当し、非課税と思われませんが、最終的には、税務署の判断となりますので、所沢税務署にご確認ください。